

平成26年10月1日

目黒区公式ホームページバナー広告募集要項

1 掲載枠数

30枠

2 バナー広告の掲載場所

パソコン版目黒区公式ホームページのトップページ右側1列。広告掲載枠内での並びは、原則として毎日ランダムで入れ替わります。

3 広告データの規格

- (1) 大きさ 天地60ピクセル、左右120ピクセル
- (2) 容量 10キロバイト以内
- (3) 形式 GIF形式（ただし、アニメーションGIF及び透過GIFは不可）

4 掲載期間

1か月を単位とし、最長12か月まで掲載できます。

5 広告掲載料

1枠当たり、月額20,000円

6 広告掲載料の減免

| 減免事由 | 減免額 |
|--|---------|
| 申込み月数が連続した12か月である場合 | 40,000円 |
| 申込み月数が連続した6か月である場合 | 10,000円 |
| 角田市又は気仙沼市に事務所又は事業所を有する団体又は個人に対する復興支援策として掲載する場合 | 全額 |
| 区内に事務所又は事業所を有する団体又は個人に対する表彰、特典等の目的で掲載する場合 | 全額 |

7 申し込むことができる者

団体又は事業を営む個人。ただし、次のいずれかに該当するかたは、バナー広告の掲載を申し込むことができません。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続又は更正手続中の者

- (2) 目黒区競争入札参加者指名停止措置基準に基づく指名停止を受けている者
- (3) 法令に違反し、又は行政機関からの行政指導を受け、これらに従った改善がなされていない者
- (4) 目黒区暴力団排除条例（平成24年3月目黒区条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者

8 掲載基準

広告内容が次のいずれかに該当すると認められる場合は、バナー広告を掲載することができません。

- (1) 公式ホームページの公共性及び信頼性を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に係るもの
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に係るもの
- (4) 政治活動及び宗教活動をその目的とするもの
- (5) 特定の個人の意見、宣伝等であるもの
- (6) 人事募集に係るもの
- (7) その他公式ホームページに掲載することが妥当でないと区長が認めるもの

9 申込み方法

「目黒区公式ホームページ広告掲載申込書」（ホームページからもダウンロードできます。）に必要事項を記入し、次の書類等を添えて、郵送、窓口持参又はメールでお申し込みください。メールでのお申込みをご希望のかたは、広報課報道・情報公開係宛てご連絡ください。Word形式の申込書をメールで送付いたします。

- (1) バナー広告の掲載見本（デザイン及び掲載予定の文言がわかるもの）
- (2) 広告を掲載する事業所の概要及び事業内容等が分かるもの（会社概要、パンフレット等。ただし、それらをホームページで公表している場合には添付不要です。）

10 申込み締切り

掲載開始希望月の前月の15日頃

※空き枠が埋まり次第、募集は終了いたします。

11 掲載の決定

(1) 内容の審査

お申込みを受け付けたのち、内容審査のうえ、掲載の可否をお知らせします。申込み多数の場合の優先順位は次のとおりです。

ア 第1順位 国、東京都、他の特別区その他の公共団体及び公共的団体

イ 第2順位 区内に事務所又は事業所を有する団体又は個人

ウ 第3順位 その他の団体又は個人

同一順位の場合は、広告掲載希望月数の長い広告を優先します。掲載希望月数も同一だった場合は、抽選で決定します。

(2) 掲載が決定した場合

区が指定する期日までに、広告データを納品し、広告掲載料を納入してください。

※広告データの作成費用は申込者の負担となります。区では作成しません。

※一度納入された広告掲載料は返金しません。

1.2 広告主の責任

バナー広告からリンクさせたホームページの内容に関する問合せや、その内容に起因する苦情等について、区では一切対応せず、また、責任も負いません。区民等からの問合せ、苦情等には、誠意と責任をもって対応するようにしてください。

1.3 広告掲載の取消し等

広告掲載期間中に、広告主が上記7に該当することが認められた場合又は広告内容が上記8に該当することが認められた場合には、バナー広告の掲載を停止し、又は掲載の決定を取り消すことがあります。この場合においても、既にお支払いいただいた広告掲載料は返金しません。

1.4 注意事項

次の場合は、掲載希望日に掲載することができません。

(1) 区が指定する期日までに広告データの納品がないとき

(2) 区が指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき

1.5 その他

(1) 広告の代替テキストには「(会社名)の広告」と挿入し、Webサイトへのリンクを設けます。

(2) その他詳細はお問い合わせください。

1.6 申込み・問合せ先

目黒区企画経営部広報課報道・情報公開係

所在地 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

電話番号 03-5722-9622

ファックス番号 03-5722-8674

メールアドレス koho02@city.meguro.tokyo.jp